

環境保全課 土地利用事業の事前協議 協議事項確認表

(裏面)

<input type="checkbox"/>	各種公害関係法令(※)を遵守し、建設工事及び事業活動を適正に行い、苦情があった場合には速やかに対応すること。また、工事中の騒音、振動、粉じん等の公害防止に配慮すること。 (※大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、土壤汚染対策法、静岡県生活環境の保全等に関する条例等)
<input type="checkbox"/>	静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条に規定する協議(※)について、計画を具体化した際に確認し、必要があれば協議をすること。 (※工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議)
<input type="checkbox"/>	浜松市公害未然防止指導要領に基づく工場等新(増・改)築計画書を提出し、公害防止及び届出事項等についての指導を受けること。
<input type="checkbox"/>	特定建設作業(※)に該当する作業を行う場合、特定建設作業実施届出書を提出すること。 (※騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例に定めるもの)
<input type="checkbox"/>	解体等工事を発注する際は、受注者が実施する特定工事(大気汚染防止法第18条の15)に該当するか否かの調査に協力し、その調査結果の説明を書面で受けること(※)。また、特定粉じん排出等作業を行う場合、特定粉じん排出等作業実施届出書を提出すること。なお、受注者は事前調査結果等を市等へ報告するとともに工事現場に掲示すること。 (※届出が必要な場合には、受注者からの届出事項の説明を受けること)
<input type="checkbox"/>	3,000㎡以上(※)の土地の形質変更を行う場合、土壤汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を提出すること。また、土壤調査を行う義務があるときは、調査・報告すること。 (※有害物質使用特定施設が設置されている工場等、又は土壤調査が一時的に免除されている土地にあっては900㎡以上)
<input type="checkbox"/>	井戸の設置及び地下水の利用にあたり、静岡県地下水の採取に関する条例の適用地、又は浜松市旧細江地域自治区及び旧三ヶ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例の適用地においては条例を遵守すること。また、条例適用外地においても地下水障害が発生しないように配慮すること。
<input type="checkbox"/>	浜松市雨水浸透施設設置推進要綱及び浜松市雨水浸透施設設置技術指針に基づき、水資源の確保を図るため、浸透施設等の設置に努め、地下水のかん養機能の保持に配慮すること。 (効果が少ない場所、有害物質や油を使用する場所を除く)
<input type="checkbox"/>	屋外に照明施設等を設置する場合、浜松市音・かおり・光環境創造条例に基づき、光害対策に配慮すること。
<input type="checkbox"/>	拡声機を使用する場合、静岡県生活環境の保全等に関する条例に定める事項を遵守すること。
<input type="checkbox"/>	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づく第一種指定化学物質の排出量及び移動量についての届出を必要とする場合、届出書を提出すること。
<input type="checkbox"/>	(その他)

この様式は、浜松市ホームページからダウンロード可能です。

浜松市トップページ>くらし・手続き>環境>環境保全>公害・環境法令に係る届出書のダウンロード